

第15 独立行政法人情報通信研究機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

研究所等における調達迅速化を図るための現場購買による契約について、会計規程等の遵守について周知徹底を図ったり、現場購買を適正に実施するための体制を整備したりすることにより、会計規程等に従って適正に実施するよう改善させたもの

科 目	(一般勘定) 経常費用
部 局 等	独立行政法人情報通信研究機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人情報通信研究機構)
現場購買の概要	研究所等における調達迅速化を図るために、予定価格が一定の金額を超えない契約について、研究所等の室長等が契約担当として契約を締結することができる制度
現場購買により行われた契約件数及び契約金額	21,264件 41億7555万余円(平成24、25両年度)
上記のうち会計規程等に違背して実施されていた契約件数及び契約金額	176件 1億3943万円

1 独立行政法人情報通信研究機構における契約制度の概要

独立行政法人情報通信研究機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人情報通信研究機構。以下「機構」という。)は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究等を総合的に行っており、部、研究本部、研究所、研究開発推進センター、研究センター、部門及び室(以下「研究所等」という。)を設置するなどして研究開発業務等を実施するとともに、業務を実施するために必要となる契約を多数締結している。

機構は、独立行政法人情報通信研究機構会計規程(平成16年04規程第10号。27年4月1日以降は国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程)等(以下「会計規程等」という。)により、予定価格が100万円(物件の借入れにあつては80万円。以下同じ。)を超える契約等については、総務系理事又は財務部長等が契約担当(契約等の収入又は支出の原因となる行為を担当する会計機関。以下同じ。)として契約を締結することとしている。しかし、研究所等における調達迅速化を図るために、予定価格が100万円を超えない契約については、研究所等の室長等が契約担当として契約を締結することができる制度(以下「現場購買」という。)を設けている。

また、会計規程等によれば、契約担当が契約を締結しようとする場合は全て競争に付さなければならぬこととされているが、予定価格が少額(160万円を超えない財産の買入れ、80万円を超えない物件の借入れ及び100万円を超えない役務の供給をさせるときなど)であるときは随意契約(以下、このような随意契約を「少額随契」という。)の方法によることができることとされている。

そして、会計規程等によれば、現場購買により少額随契を締結する場合は、次のように行うことなどとされている。

第3章 第2節 第15 独立行政法人情報通信研究機構

- (ア) 予定価格が100万円を超える調達を分割して現場購買により発注することは認められないこと
- (イ) 価格が統一され又は固定されている場合であって見積書を徴する必要がないと認められるときなどを除いて、契約担当は原則2者以上から見積書を徴すること
- (ウ) 契約担当の承認を受けて発注書等の会計書類を作成して、注文する業者に納品予定を確認した上で会計書類を送付することにより契約を締結すること
- (エ) 契約の相手方から契約の履行を完了した旨の届出を受理したときは、検査を行う者(以下「検査員」という。)は、契約の履行が完了したことを確認するために必要な検査を行い、納品書兼検査調書又は完了届兼検査調書に検収印を押印すること
- (オ) 各プロジェクトに配賦された予算を変更する必要があるときは、予算実施計画を変更して変更後の予算を各プロジェクトに配賦すること
- (カ) 資産の増減を伴う工事は、現場購買では契約できないこと

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、現場購買による契約が会計規程等に従って適正に実施されているかなどに着眼して、機構の研究開発業務等を実施するために24、25両年度に現場購買により行われた全ての契約21,264件、契約金額計41億7555万余円を対象として、見積書、決議書、発注書等の契約関係書類の写しの提出を受け、その内容を確認するなどして検査するとともに、研究所等や契約相手方において契約の履行状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、現場購買による契約において、次のとおり、会計規程等に違背して実施されていた契約が176件1億3943万余円見受けられた(アからウまでの事態については、1件の契約が複数の事態に当てはまる場合があるため、アからウまでを合計しても上記の件数、契約金額とは一致しない)。

- ア 1件の調達を複数の契約に分割して発注していた事態 129件 1億0852万余円  
1件で予定価格が100万円を超える調達を、予定価格100万円以下の複数の契約に分割して現場購買により発注していた契約が129件あった。また、これらの中には、1件の調達とすると予定価格が160万円を超える財産の買入れとなるなどのため少額随契の対象とはならず、本来、競争契約に付すべき契約も97件8597万余円あった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例1>

情報分析研究室は、平成25年2月15日に「モニター LC70XL9 他1点」に係る購入契約を契約金額53万余円で、また、同日に「モニター SHARP LC-46V7-B 他5点」に係る購入契約を契約金額76万余円で、それぞれ予定価格が100万円以下であるとして現場購買により実施していた。

しかし、上記の2契約は、いずれも、同研究室長が契約担当として、同年2月28日を納入期限として発注し、同研究室に納品させていたものであり、複数の契約に分割しなければならない理由はなかった。

イ 見積書の徴取が適正に行われていなかった事態 67件 4945万余円  
室長等が、特段の理由もなく1者からしか見積書を徴していなかった契約が12件484万余円あった。また、見積書を徴する際に見積先に依頼するなどして1者から複数の業者の見積書を提出させて、複数の業者から徴したとしていた契約が55件4461万余円あった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

音声コミュニケーション研究室は、平成24年11月5日に、株式会社伸榮と「H24九州の固有名詞リストの試作」に係る契約を契約金額98万余円で締結していた。

しかし、上記の契約について、機構の発注担当者は、見積書を徴する際に、同会社に対して他の会社の見積書も用意するように依頼していた。そして、この依頼を受けた同会社は、取引相手先である別会社に対して、同会社が機構に提出する予定の見積書を提示した上でこれを上回る金額の見積書の発行を依頼して、自らの見積書にこの見積書を合わせて機構の発注担当者に提出していた。

ウ その他の事態 14件 1108万余円

室長等の承認を受けて作成した発注書等の会計書類を注文する業者に送付することにより契約を締結する前に、業者にシステム開発等を開始させていた契約が3件278万余円、契約で定めた作業期間や納入期限には作業や物品の納入が完了していないのに、完了したこととして、検査員が完了届兼検査調書又は納品書兼検査調書を作成していた契約が6件464万余円あった。また、予算実施計画を変更することなく、他のプロジェクトの予算を流用してシステム開発等に係る現場購買を行っていた契約が3件238万余円あった。さらに、現場購買によることのできない機械設備の新設作業等の資産の増減を伴う工事について、現場購買により契約を締結していたものが2件127万余円あった。

このように、研究所等における調達迅速化を図るために設けられた現場購買による契約において、会計規程等に违背する処理が行われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、室長等において会計規程等に従って現場購買による契約を適正に実施することの重要性についての認識が欠けていたこと、機構において現場購買による契約を適正に実施するための取組の必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、27年5月に室長等に対して調達説明会を実施するなどして、会計規程等の遵守について周知徹底を図るとともに、同年8月に事務連絡を発して、室長等に契約ごとの見積書の徴取状況等を記載した契約原簿を整備させ、その内容を財務部及び監査室が定期的を確認したり、室長等から見積書等の写しを財務部に提出させ適正な処理が行われているかについて支払時に点検を行ったりなどする体制を整備する処置を講じた。

表2 平成24年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
裁判所	1	9,030,000	—	—	1	9,030,000	1	9,030,000	—	—	—	—
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
法務省	10	360,319,811	—	—	10	360,319,811	9	359,992,811	—	—	1	327,000
外務省	3	30,108,954	—	—	3	30,108,954	1	11,914,499	2	18,194,455	—	—
財務省	20	382,148,251	2	3,588,425	18	378,559,826	7	320,712,008	—	—	11	57,847,818
文部科学省	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—
厚生労働省	132	2,479,904,984	11	381,839,018	121	2,098,065,966	12	142,114,711	92	1,574,874,238	17	381,077,017
農林水産省	14	247,143,941	5	27,277,200	9	219,866,741	1	47,313,172	6	165,977,696	2	6,575,873
経済産業省	12	107,741,151	1	9,269,895	11	98,471,256	1	12,159,284	9	84,855,181	1	1,456,791
国土交通省	7	96,581,237	—	—	7	96,581,237	5	86,971,927	2	9,609,310	—	—
環境省	4	224,576,654	2	39,660,654	2	184,916,000	—	—	2	184,916,000	—	—
防衛省	8	76,347,069	0	437,938	8	75,909,131	7	72,193,456	1	3,715,675	—	—
省庁計	213	4,049,723,024	21	462,073,130	192	3,587,649,894	45	1,064,615,868	115	2,075,749,527	32	447,284,499
株式会社日本政策金融公庫	2	52,101,571	0	24,000	2	52,077,571	1	47,318,571	1	4,759,000	—	—
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
中日本高速道路株式会社	3	245,487,955	—	—	3	245,487,955	1	15,206,491	2	230,281,464	—	—
国立研究開発法人情報通信研究機構	1	2,000,000	—	—	1	2,000,000	—	—	1	2,000,000	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,736,196	0	25,752	1	3,710,444	—	—	1	3,710,444	—	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	27,375,000	0	5,475,000	1	21,900,000	—	—	1	21,900,000	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	5,032,800	0	145,800	1	4,887,000	—	—	1	4,887,000	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3	13,864,510	0	405,000	3	13,459,510	2	7,427,978	1	6,031,532	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	3	28,942,032	0	265,367	3	28,676,665	1	865,726	1	2,386,828	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	2	79,978,464	—	—	2	79,978,464	—	—	2	79,978,464	—	—
国立研究開発法人国立がん研究センター	14	37,411,781	11	5,988,600	3	31,423,181	—	—	—	—	3	31,423,181
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	1	450,361	1	450,361	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1	824,170	—	—	1	824,170	—	—	—	—	1	824,170
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	1	10,563,558	—	—	1	10,563,558	—	—	1	10,563,558	—	—
国立大学法人筑波大学	1	13,071,079	0	720,000	1	12,351,079	1	12,351,079	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	20,028,650	0	700,000	1	19,328,650	1	19,328,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	780,000	0	80,000	1	700,000	1	700,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,584,000	0	97,000	1	8,487,000	1	8,487,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,198,228	—	—	1	120,198,228	—	—	1	120,198,228	—	—
日本放送協会	2	125,208,140	—	—	2	125,208,140	2	125,208,140	—	—	—	—
株式会社商工組合中央金庫	1	4,460,000	—	—	1	4,460,000	—	—	1	4,460,000	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,143,995	0	60,000	1	35,083,995	1	35,083,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	14	932,687,365	2	68,493,377	12	864,193,988	10	789,730,401	—	—	2	74,463,587
株式会社ゆうちょ銀行	110	3,461,195,315	4	62,604,580	106	3,398,590,735	106	3,398,590,735	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	111	1,885,651,492	10	373,425,274	101	1,512,226,218	101	1,512,226,218	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	2	2,672,408	0	280,000	2	2,392,408	—	—	2	2,392,408	—	—
団体計	249	7,135,012,367	26	519,240,111	223	6,615,772,256	200	5,990,088,281	16	493,548,926	7	132,135,049
合計	462	11,184,735,391	47	981,313,241	415	10,203,422,150	245	7,054,704,149	131	2,569,298,453	39	579,419,548

注(1) 平成26年8月1日から27年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、27年7月31日現在の名称としている。

注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	国立公文書館	情報通信研究機構 (注8)				
			(注7)	一般勘定	基盤技術研究促進勘定	債務保証勘定	出資勘定
貸借対照表(26事業年度末)	資 産	5,443	153,149	144,582	1,937	6,151	540
	負 債	808	38,213	38,205	56	12	0
	うち運営費交付金債務	—	6,412	6,412	—	—	—
	純 資 産	4,635	114,936	106,376	1,881	6,138	539
	うち 資 本 金	7,179	147,806	81,951	59,271	3,233	3,350
	うち政府出資金	7,179	144,572	81,951	59,271	—	3,350
	うち資本剰余金	△ 2,544	24,831	22,445	—	2,386	—
うち利益剰余金(△繰越欠損金)	—	△ 57,702	1,980	△ 57,389	518	△ 2,811	
損 益 計 算 書(26事業年度)	経 常 費 用	2,235	44,032	43,939	69	22	0
	経 常 収 益	2,266	44,273	44,134	69	66	2
	うち運営費交付金収益	2,190	24,692	24,692	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	31	240	194	0	44	1
	臨 時 損 失(注2)	1	46	46	—	—	—
	臨 時 利 益(注2)	—	52	45	—	6	—
	特 別 損 失(注2)	/	/	/	/	/	/
	特 別 利 益(注2)	/	/	/	/	/	/
	当 期 純 利 益(△当期純損失)	30	221	169	0	50	1
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	43	43	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益(△当期総損失)	30	265	212	0	50	1	
利益の処分又は損失の処理(26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)	—	/	212	△ 57,389	50	△ 2,811
	当 期 総 利 益(△当期総損失)	30	/	212	0	50	1
	前期繰越欠損金	30	/	—	57,390	—	2,812
	積立金振替額(注3)	—	/	/	/	/	/
	積 立 金	—	/	212	—	50	—
	目 的 積 立 金(注4)	—	/	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	/	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	/	—	—	—	—
	積立金取崩額	—	/	—	—	—	—
	次期繰越欠損金	—	/	—	57,389	—	2,811
(参考)							
国庫納付金の納付額(注5)	—	—	—	—	—	—	
うち積立金の処分による国庫納付額(注6)	/	/	/	/	/	/	
うち不要財産に係る国庫納付額	—	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)	処置済1(P685)		処置済1(P690)				